

# 報 酬 規 程

社会福祉法人生月福社会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人生月福祉会の役員及び評議員、評議員選任・解任委員等に対して支給する報酬の額及びその支給方法について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(役員及び評議員、評議員選任・解任委員の報酬等)

第3条 理事長及び常勤理事の報酬は各年度の総額を400万円以内とする。

2 役員、評議員が会議に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

3 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

4 理事長、常勤理事及び職員が会議等に出席した場合、報酬は支給しない。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 役員及び評議員が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。

2 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。

(支給の方法)

第5条 報酬は任命された当月分から任期満了、辞職、失職又は死亡によりその職を離れた当月分まで支給する。

2 この規程に定めるものの外、報酬の支給方法は社会福祉法人生月福祉会職員の例による。

(報酬の積算基準)

第6条 役員及び評議員、評議員選任・解任委員の報酬の積算基準は、次のとおりとする。

(1) 理事長報酬

報酬  $5,000 \text{円} \times 1.20 \times 22 \text{日} = 130,000 \text{円}$

賞与 (6月)  $130,000 \text{円} \times 0.4 = 50,000 \text{円}$

(12月)  $130,000 \text{円} \times 0.8 = 100,000 \text{円}$

(2) 常勤理事

報酬  $5,000 \text{円} \times 1.15 \times 22 \text{日} = 125,000 \text{円}$

賞与 (6月)  $125,000 \text{円} \times 0.8 = 100,000 \text{円}$

(12月)  $125,000 \text{円} \times 1.2 = 150,000 \text{円}$

(3) 理事

報酬  $1,000 \text{円} / \text{h} \times 5.0 \text{h} = 5,000 \text{円} / \text{日}$

(4) 監 事

報酬 1,000 円/h×5.0h=5,000 円/日

(監査) 1,000 円/h×8.0h=8,000 円/日

(5) 評議員

報酬 1,000 円/h×3.5h=3,500 円/日

(6) 評議員選任・解任委員

報酬 1,000 円/h×3.5h=3,500 円/日

(退任慰労金)

第7条 役員等が自己都合及び法人都合、又は本人が死亡した時は、退任役員等に対し、退任慰労金を支給するものとし、退任慰労金の額は、次の基準に基づき支給するものとする。

2 理事長及び常勤理事については、報酬月額に当該在職期間の年数（1年未満の月数は四捨五入）を乗じて得た金額に在職年数に応じた支給率を乗じた額とし、上限は50万円とする。

支給率 2年以上 5年未満 10分の1.5

5年以上10年未満 10分の2

10年以上 10分の2.5

3 理事及び監事については、次の基準に基づき支給するものとする。

理事及び監事

2 期末満 10,000 円

2 期以上3 期末満 20,000 円

3 期以上5 期末満 30,000 円

5 期以上 50,000 円

別表1

名 称	報 酬	賞 与
理 事 長	(月額)130,000 円	( 6 月) 50,000 円 (12 月) 100,000 円
常 勤 理 事	(月額)125,000 円	( 6 月) 100,000 円 (12 月) 150,000 円
名 称	会議等報酬	交 通 費
理 事	(日額) 5,000 円	実費支給
評 議 員	(日額) 3,500 円	実費支給
監 事 ( 会 議 )	(日額) 5,000 円	実費支給
監 事 監 査 ( 指 導 )	(日額) 8,000 円	実費支給
評議員選任・解任委員	(日額) 3,500 円	実費支給

附則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成21年10月28日から施行する。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。